

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都民の日に利用料、利用料金及び使用料を免除する都の施設の指定……………

（生活文化局文化振興部文化事業課）…一

○知事指定薬物の指定……………

（福祉保健局健康安全部薬務課）…一

公告

○街並み景観重点地区の指定……………

（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…二

告示

東京都告示第千五百五号

都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）第四條の規定に基づき、令和二年都民の日に利用料、利用料金及び使用料（定期入場券を除く。）を免除する都の施設を次のように指定する。

令和二年八月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 利用料を免除する施設

東京港野鳥公園

二 利用料金（一）から（九）までは、東京都立公園条例施行規則（昭和三十三年東京都規則第三十七号。以下「規則」という。）別表第六 三の項に規定する入場料に限る。）を免除する施設

- (一) 浜離宮恩賜庭園
 - (二) 旧芝離宮恩賜庭園
 - (三) 小石川後楽園
 - (四) 六義園
 - (五) 旧岩崎邸庭園
 - (六) 向島百花園
 - (七) 清澄庭園
 - (八) 旧古河庭園
 - (九) 殿ヶ谷庭園
 - (十) 東京都江戸東京博物館本館（常設展）
 - (十一) 東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園
 - (十二) 東京都写真美術館（収蔵展）
- 三 使用料（一）から（六）までは、規則別表第五 二の部（二）の項から（五）の項までに規定する入場料に限る。）を免除する施設
- (一) 神代植物公園
 - (二) 多摩動物公園
 - (三) 恩賜上野動物園
 - (四) 葛西臨海水族園
 - (五) 井の頭自然文化園
 - (六) 夢の島熱帯植物館
 - (七) 東京都八王子労政会館（体育室）

東京都告示第千五百六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和二年八月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 四メチルフェニルニール（ピロリジンニール）ペンタンニール及びその塩類（通称名 *a-PiHP*、*a-PHPiP*）
- (二) 化学名 *N*-ニール（フランニール）エチルピペリジンニールニールフェニルプロパンアミド及びその塩類（通称名 *Furanylethylfentanyl*、*UEF*）
- (三) 化学名 *N*-（二・五ジメトキシニール）メチルフェニルニールニールメトキシエタンアミン及びその塩類（通称名 *BOD*、*β-METHOXYICD*）
- (四) 化学名 *N*-フェニルニール（ニールフェニルエチル）ピペリジンニールニールメチルプロパンアミド及びその塩類（通称名 *Isobutyrylfentanyl*）
- (五) 化学名 「ニール（シクロヘキシルメチル）ニールインドールニール」 （四メトキシナフトレンニール）メタンニール及びその塩類（通称名 *CHMO*）

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和二年八月二十七日

公 告

街並み景観重点地区の指定について

東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第二十条第一項の規定に基づき、街並み景観重点地区(以下「地区」という。)を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 地区の名称、位置、区域及び面積

内幸町地区

千代田区内幸町一丁目一番(別図のとおり)

約六・五ヘクタール

二 地区の街並み景観づくりの方向

日比谷公園・内幸町地区の特性を生かした、大規模広場の創出等によるみどりとにぎわいあふれる拠点の景観の形成

三 指定年月日

令和二年八月二十六日

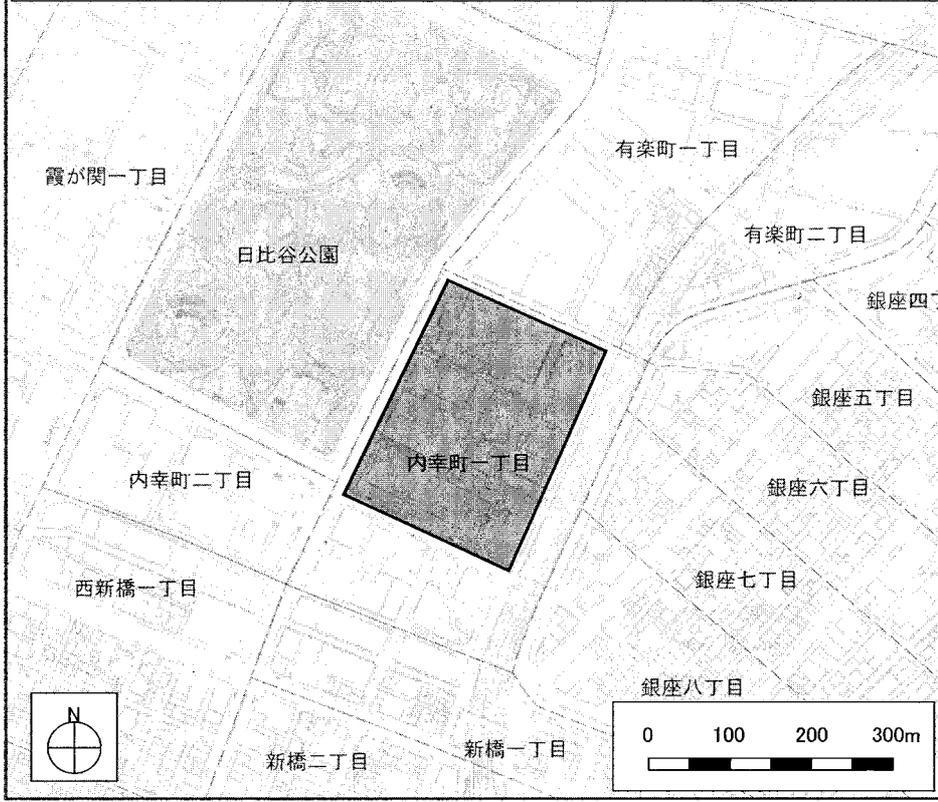
四 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課(東京

都庁第二本庁舎十二階中央

別図

街並み景観重点地区
内幸町地区



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

